



355

岐阜市告示第 号

石川県の一部の地域における市税等に関する申告等の期限の指定について

岐阜市税条例（昭和25年岐阜市条例第14号）第14条の2第1項の規定に基づき、令和6年岐阜市告示第513号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる地域に住所、居所、本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、市税等に関する申告等の期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来するものについて、令和7年10月31日とします。

令和7年9月25日

岐阜市長 柴 橋 正 直



都道府県名	指 定 地 域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町